

文化財保護資金の貸付

文化財保護資金がさらに利用しやすくなりました。

財団法人京都文化財団では、社寺建造物、美術品等文化財の保全に必要な修理事業などに長期、低利の貸付をしています。令和2年8月から、貸付利率の引下げを実施し、年1.2%を年0.9%に変更しました。

| | | |
|--------|--|--|
| 貸付対象者 | 文化財の所有者又は管理者 | |
| 貸付対象事業 | 京都府内に所在する文化財及び文化資料を対象とした事業 ・文化財の修理 ・文化財の保全に必要な防災施設その他の環境整備 ・文化財の公開及び記録 ・その他、文化財の保存について必要と認める事業 | |
| 貸付条件 | 貸付限度額 | 1年度につき、原則として1,500万円以内。 残存債務と合わせて5,000万円を超えない額 |
| | 貸付利率 | 年0.9パーセント |
| | 貸付期間 | 10箇年、7箇年、5箇年、3箇年のいずれか（いずれも1年以内の据置期間を含む） |
| | 償還方法 | 元利均等年賦償還 |
| | 償還期日 | 毎年2月1日（年1回のみ） |
| | 保証人 | 原則として3人の連帯保証 |
| 貸付方法 | ①借入相談・申込（文化財保護資金借入申込書を提出） ②貸付の決定 （現地調査→貸付審査委員会の承認→貸付決定→申込者へ決定通知） ③事業の開始報告 ④事業の完了報告 ⑤貸付契約締結（貸借契約書作成） ⑥資金の交付 | |

貸付対象者

文化財の所有者又は管理者で、次の要件を備えた方であればどなたでも申し込んでいただけます。

- ①償還能力のある方
- ②当該文化財を将来適切に保存する見込みのある方

貸付対象事業

文化財は、指定、未指定を問いません。

貸付の事例として次のものが該当します。

- 本殿・本堂、庫裏、仏像、ふすま絵、民俗資料等の修理
- 収蔵庫建設、修理
- 防火・防犯設備の新設、修理、地震対策、シロアリ防除
- 築地塀・土塀・庭園の修理、社務所・寺務所建替、がけ崩れ保全
- 民俗資料・民俗芸能等の公開、記録
- 庭園復元、樹木保全、遺跡の跡地購入

貸付限度額

現在、この貸付を受けて償還中であっても新たに修理等が必要なときは、貸付の再利用が可能です。原則として、1年度1,500万円以内、複数年度合計で5,000万円を超えない額。

保証人

宗教法人の場合は、原則として代表役員及び責任役員の職にある者とします。担保の設定は不要です。

年賦償還の事例

例えば、10月1日に1,000万円貸付、期間10年の年賦償還は次のとおりです。

| 回 | 償還日 | 償還額(円) |
|----|-----------|-----------|
| 1 | 最初の2月1日 | 30,575 |
| 2 | 2年目の2月1日 | 1,161,709 |
| 3 | 3年目の2月1日 | 1,161,709 |
| 4 | 4年目の2月1日 | 1,161,709 |
| 5 | 5年目の2月1日 | 1,161,709 |
| ⋮ | ⋮ | |
| 10 | 10年目の2月1日 | 1,161,709 |

※最初の2月1日の償還は、利子のみとなります。

※途中で残額の返済が可能になれば、いつでも全額を繰上償還していただくことができます。